

学校法人新潟青陵学園
新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部
ガバナンス・コード

2022年3月24日

目 次

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重・・・	5
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）・・・・・・・・	5
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）・・・・・・・・	9
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）・・・・・・・・	9
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理および法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）・・・・・・・・	21
5-1 情報公開の充実	

第1章 自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人新潟青陵学園 新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究および社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

「新潟青陵学園」の祖型「裁縫伝習所」が誕生したのは、明治 27・28 年の日清戦争と同 37・38 年の日露戦争のちょうどその中間の明治 33 (1900) 年で、当時の日本は決して豊かな国ではありませんでした。そのような状況において、女子のための「実学教育」と女性の地位向上の啓発活動をしていた帝国婦人協会創設者・下田歌子女史の新潟来訪を機に設立されました。

明治から令和の現在に至るまで、産業構造は一次産業、二次産業次いで三次産業中心へと変化し、併せて就業構造も大学進学率も大きく変わりましたが、本学園は、下田歌子女史の教育思想をもとに、「実学教育」を教育の基調・基盤とし、地域の人材育成のニーズに応えるべく、「日進の学理を応用し、勉めて現今の社会に適応すべき実学を教授する」を建学の精神としています。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的および研究目的は次のとおりです。

① 新潟青陵大学の教育目的および研究目的

本学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）および学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。（学則第 1 条）

平成 22 (2010) 年の本学設立 10 周年を機に、大学の理念、目的、他のポリシーの全体的な統一を図り、下記のとおりとしています。

大学の理念：「こころの豊かな看護と福祉の実践」

大学の目的：「人間性に富んだ看護・福祉の全人的教育」

教育上の理念：「生命尊厳・人間尊重」

教育の目的「国民の健康と福祉を支える実践的な人材を培う」

①-1 大学院の教育目的および研究目的

本学大学院は、臨床心理および看護に関する精深な学術の理論および応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする。(大学院学則第1条)

①-1-1 大学院看護学研究科の教育目的および研究目的

看護学研究科にあつては、看護学に対する高度な学識と広い視野を保持し医療・保健現場に臨める卓越した能力を有し、国民の健康を支える高度専門職業人を育成する。(大学院学則第1条第3項)

教育理念：

「ケアのこころ」と「実践知」の2つのコア概念を基盤とし、看護学に対する高度な学識と広い視野を保持し、それぞれの専門領域において活躍できる人材を育成することを旨とする。

教育目的：

看護学を実践の科学として発展させるために、研究フィールドを看護領域の現場に置き、実践に活かせる教育研究を推進できる高度専門職業人を育成する。

教育目標：

1. エビデンスに基づいた専門性の高い看護実践能力を有する人材を育成する。
2. 文化の多様性を踏まえ、高い倫理観をもって総合的に調整できる人材を育成する。
3. 看護の専門職者として生涯にわたり自己研鑽し、発展的に研究活動が続けることのできる人材を育成する。

①-1-2 大学院臨床心理学研究科の教育目的および研究目的

臨床心理学研究科にあつては、臨床心理学とその関係分野において実践的な教育と研究を通じ、高度な専門知識を修得させるとともに、職業人として自律した心理臨床家を育成する。(大学院学則第1条第2項)

教育目的：

生命尊厳・人間尊重についての高い倫理性と、それを支える豊かな人間性をもち、高度で専門的な職能を有し、創造性のある研究と臨床実践に意欲的に取り組む、地域社会の発展に寄与できる人材を育成する。

教育目標：

1. 各授業科目において個々の大学院生の実体験に基づく学びを重視し、単なる知識の習得ではなく、体験的な知識と倫理観を培う実践教育と実践的研究指導を行う。
2. 地域との連携を重視し、他職種・他領域との協働や研究成果の地域社会への還元を教育に取り入れるカリキュラムを提供する。
3. 教員が臨床実践や臨床研究に精力的に携わり、常に教育内容の質的向上をめざすとともに、自ら技能向上をはかる姿勢を示すことを心がける。

①-2 看護学部看護学科の教育目的および研究目的

教育目的：

看護学部の教育上の目的は、「生命尊厳・人間尊重」の理念を基盤とする高い倫理性と豊かな人間性を培い、看護の専門的知識と技術を教授することにより、看護専門職

として地域・国際社会に貢献することができる人材を育成することにある。(学則第3条第3項)

教育目標：

1. 人間・生命の尊厳を守る意識を培い、自己の資質の向上に努める能力を養う。
2. 他者を尊重し、自己をも尊重する建設的な人間関係を形成する能力を養う。
3. 看護に必要な知識・技術を学修することによって、よりよい看護実践ができる基礎的能力を養う。
4. 看護の諸現象について、論理的な思考のもとに、適切な情報の収集、科学的な分析、倫理的な判断を用いて、有効な対応を考察できる能力を養う。
5. 専門的知識・技術を用いて、科学的な根拠に基づく安全・安楽な援助を提供できる能力を養う。
6. 社会における看護が担うべき役割を認識し、保健医療福祉領域の専門職および地域の人々との協働・連携のもとに、看護の発展に寄与する能力を養う。
7. 国際的な視野をもち、創造的な思考を深め、専門職業人として社会に貢献できる能力を養う。

①-3 福祉心理学部の教育目的および研究目的

教育目的：

福祉心理学部の教育上の目的は、生命尊重・人間尊重の理念に基づき、人々の生活の質の向上をはかるため、社会福祉学および心理学の専門知識・技術の応用力、豊かな感性、国際感覚を持ち合わせた専門職業人を養成することにある。(学則第3条第4項)

①-3-1 福祉心理学部社会福祉学科の教育目的および研究目的

教育目標：

社会福祉学科では、社会福祉コース、子ども発達サポートコースの2コースを擁し、地域の福祉に貢献する社会福祉専門職の養成を行う。この目的を達成するため、以下の教育目標を掲げる。

- 生命尊厳・人間尊重の理念に基づき、ケアのこころ（自らケアができ、ケアされる側の気持ちを理解できるこころ）を持った人材を養成する。
- 広範かつ多面的な全人的人間理解ができる人材を養成する。
- 個々の状況に応じた適切な対人援助の知識と技術を身につけている人材を養成する。
- 地域社会、国際社会と協働・連携する基本的な能力を身につけている人材を養成する。

①-3-2 福祉心理学部臨床心理学科の教育目的および研究目的

教育目標：

社会福祉学と心理学の基礎を学ぶとともに、臨床心理学を中心に広い範囲の心理学を体系的に学ぶことで、多面的に人間を捉える力と社会に還元できるような調査研究の技能と調整能力を修得させる。具体的には、

- ア. 体系的に心理学を学ぶことにより、人の心理を多面的に、無意識の世界も含めて、多層的に理解する力、また、様々な臨床実践に触れながら、調査研究の技能を身につけることを目指す。

イ. 演習科目やグループワークを通し、客観的に人間を捉える方法を修得し、行動の背景にある対人関係、心理的危機について深く理解し、社会システムと個人を適切に把握して調整する力を養うことを目指す。

ウ. 社会福祉関連の科目を臨床心理学関連の科目とあわせて修得することにより、幅広い知見を持ち、学校や施設を含む地域の様々な現場で個人のニーズを見極め対処する能力を養うことを目指す。

② 新潟青陵大学短期大学部の教育目的および研究目的

教育目的：

本学は教育基本法および学校教育法に基づき、良識ある社会人としての教養と、専門的、職業的な知識と技能を修めさせ、豊かな人間性と創造的な研究心を養い、世界の平和と文化の向上に貢献することのできる人材を育成することを目的とする。(学則第1条)

教育理念：

時代のニーズに応え、地域のリーダーとしての活躍が期待される市民、産業人の育成を目的とする。そのために社会人としての自立や活躍の基盤となる教養・専門的知識・技能を身につけさせ、資格取得に向けての万全を期する。さらに社会人の学習意欲を満たし、絶え間ないスキルアップを目指す生涯学習の場を提供する。

②-1 新潟青陵大学短期大学部人間総合学科の教育目的および研究目的

教育目的：

人生に目的(志)を持ち、それを実現するに十分な表現能力や豊かな感性とライフスタイルに対応して地域社会に貢献できる知識や技術(多様な資格と検定)を身につけた人材を養成する。

人間総合学科人間総合コースおよび介護福祉コースは、それぞれのコースの特色に基づき、3つのポリシーをもとに、その実現に努める。

②-2 新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科の教育目的および研究目的

愛 幼児教育学科の教育上の目的は、幼児教育分野における実践的教育を通して、万物に対する深いと広い視野、豊かな感性をもって保育を創造することができる専門家を養成することにある。

幼児教育学科においても、3つのポリシーをもとに、学科が目指すより質の高い保育者養成に努める。

(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて

① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。

② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、学校法人新潟青陵学園理事会および両大学運営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。

③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。

④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。

⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

- ⑥ 中期的には次のような内容を盛り込みます。
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT化策
 - ケ 計画実現のためのPDCA体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上および経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究および成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方および仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
 - ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等
 - ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
 - イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。
 - ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。
- ③ 理事および大学運営責任者の業務執行の監督
 - ア 理事会は、理事および設置大学の運営責任者（学長、副学長および学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

- イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委任
- ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。
- イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
- ウ 各々の所掌する校務および所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。
- ⑤ 実効性のある開催
- ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
- イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長および理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令および寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長および監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。

- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
 - ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- (4) 理事への研修機会の提供と充実
- 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

- (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について
- ① 監事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負います。
 - ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
 - ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況を監査します。
 - ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、または理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
 - ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。
- (2) 監事の選任
- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
 - ② 監事は2名以上3名以内置くこととします。
 - ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。
- (3) 監事監査
- ① 監査機能の強化のため、学校法人新潟青陵学園監事監査規程等を作成します。
 - ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
 - ③ 監事は、学校法人新潟青陵学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会および評議員会に報告し、これを公表します。
- (4) 監事業務を支援するための体制整備
- ① 監事および公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。
 - ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
 - ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
 - ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
 - ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます
- (5) 常勤監事の設置
- 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算および事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分並びに運用財産中の不動産および積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑪ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、各大学学長選任規程に基づき、「理事会が行う」とあり、各大学組織規程において、「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会および理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則に掲げる目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長・研究科長の役割）

- ① 大学および短期大学部に副学長を置くことができるようにしており、各大学組織規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるときはその職務を代行する。」としています。
- ② 学部長の役割については、大学組織規程において「学部長は、学長を補佐し、その命を受けて学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部にも所属する教員を指揮監督する。」としています。
- ③ 研究科長の役割については、大学組織規程において「研究科長は、学長を補佐し、その命を受け研究科の教務を統括し、所属教職員を指揮監督または指導助言する。」としています。

3-2 教授会

1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学および短期大学部の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については両大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるた

めに、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部等ごとの3つの方針（ポリシー）

①-1 新潟青陵大学

新潟青陵大学では、平成28（2016）年、文部科学省の大学教育の質的転換を目指す新方針に沿い、看護学、福祉学、心理学が協働して教育できる特徴を踏まえ、地域の「知」の拠点として本学が「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」を醸成し獲得する事を、学部・研究科の共通した教育イニシアティブ(3つのポリシー)とし、教育の基本目標と決めました。

ポリシー1. 【学位授与（ディプロマ・ポリシー：DP）】

新潟青陵大学は、地域の環境・文化等を含む幅広い教養と、看護・福祉・心理学分野の専門的知識に基づき、地域に存在する問題の探求と解決に積極的に挑戦する力を4つの地域の「知」とし、これらを身につけた人材に対して客観的な評価により学位を授与します。

1) 教養と知識

- ・地域の環境・文化を深く理解し、相互関係も洞察できる教養力
- ・専門分野の基本的知識

2) 思考力

- ・社会の変化に対応できるしなやかな力を持つ
- ・創造的学習意欲と自律性を高める能力
- ・PDCA サイクルに基づいた問題解決力
- ・多様性を尊重しつつ状況に適應できる応用力

3) 協働力

- ・多様な人々と積極的に交流できるコミュニケーション能力
- ・ステークホルダーと協働し、専門分野の地域振興・活性化を図る力
- ・多様な人々と協働・連携して問題解決に当たるコミュニティ・リーダーシップ

4) 人間性と倫理観

- ・高いコンピテンシー力と責任感を持った人格の獲得
- ・専門分野における高い倫理観を持った行動

ポリシー2. 【教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】

新潟青陵大学は、「ケアのこころ」を基本とする「新潟青陵学」を醸成するポリシー1の4つの地域の「知」を育むために、基本教育科目と専門教育科目等を体系的に編成し、学士・修士課程教育を行います。

1) 幅広い学際的な基礎知識の修得

2) 様々な教育手法による高いコンピテンシー力の獲得

3) 地域社会の保健と福祉に寄与する実学教育

4) 国際的視野とヒューマニティー豊かな人格を養う

ポリシー 3. 【入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）】

新潟青陵大学は、看護・福祉・心理学分野の学生・教員が相互に交流している背景があり、これらの様々な専門領域の地域における問題に関心を持ち、解決に向けて積極的に挑戦したいと思うヒトを求めています。

- 1) 高度な専門職業人として、ヒトの役に立ちたい。
- 2) 自分の明確な将来像を持ち、その実現に邁進したい。
- 3) スキルを付けて自分の可能性を追求したい。
- 4) 多様な人々との信頼に基づくコミュニケーション能力を獲得したい。

ポリシー 4. 【教育の質の向上】

新潟青陵大学は、教職員が一体となり教育の向上を常に実行するシステム（ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント）を構築し、PDCA サイクル方式を用いて教育の向上と推進を図り、学生支援を行います。

1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）

教学改革推進会議、IR とも連携して講義法の改善、カリキュラム編成の充実・改革、学生参加による教育の評価等により、教員の資質・能力向上を推進する組織的かつ総合的な取り組みを行う。

2) スタッフ・ディベロップメント(SD)

職員の資質・能力向上を図り、教員・学生への教育関連活動の支援と強化により教育の質向上を推進する組織的かつ総合的な取り組みを行う。

①-1-1 大学院看護学研究科

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

看護学研究科では、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の能力を身につけているものに、修士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護実践・教育・研究を通して、生涯学修できる高度な専門的能力を身につけている。
2. 専門分野における実践知を学問的に意味づける能力を身につけている。
3. エビデンスに基づいてケアの質向上をはかる能力を身につけている。
4. 文化の多様性を理解し、高い倫理観をもって総合的に調整する能力を身につけている。
5. 専門領域における課題に取り組み、学術的視点で研究活動ができる能力を身につけている。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーで示した身につけるべき資質・能力を学生が修得できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

1. 共通科目は高度専門職業人の育成のために、幅広い学識の涵養と看護学の基礎的理論や研究方法について学ぶ科目を配置する。
2. 科学的根拠に裏づけられた論理的思考力を高めるための科目を配置する。
3. 母子看護学分野、ヒューマンケア看護学分野、看護管理学分野のそれぞれに、講義・演習・実習の科目を置き、実践能力を高める科目を配置する。

4. エビデンスに基づいた論理的思考力と課題解決に向けた実践力を高める科目を配置する。
5. 多様な異文化や価値観を理解し、看護実践のあらゆる場面において看護の理論と実践を結びつけて理解する能力、チームリーダーとして、連携・協働する能力を高める科目を配置する。
6. 専門分野の研究活動を通して知見を広げ、教員の指導のもとで論文を作成する看護学特別研究科目を配置する。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

看護学研究科では、次のような人を求める。

1. 志望する専門分野に必要な基礎的知識と技術を修得している人
2. 柔軟な発想と論理的な思考ができる人
3. 倫理的な感受性をもって行動できる人
4. 専門職業人として生涯にわたって研鑽し続ける意欲をもつ人
5. 地域・国際社会に貢献する意志をもつ人

①－１－２ 大学大学院臨床心理学研究科

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1. 臨床心理学の専門家としての臨床実践力および倫理観を身に付けている。
2. 臨床実践に基づいた臨床心理学的知識と視点、心理学および関連領域の高度専門的知識を身につけている。
3. 臨床心理学の発展に寄与する研究を実践し、その内容を適切に伝える力を身に付けている。
4. 臨床心理士および関連領域の専門職と連携・協働し、地域の臨床心理学的問題の解決に寄与する力を身につけている。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 臨床実践力および倫理観を育てるために、実習科目を中心に、講義科目、演習科目を体系的に配置し、体験に基づいた実践的な学びを推進する。
2. 臨床心理の専門家としての高度専門的知識を身に付けさせるために、臨床心理学および関連領域に関する専門的な講義・演習・実習科目を配置する。
3. 研究実践力を育てるために、研究法に関する科目を配置すると共に、臨床心理学に関する研究課題や問題意識を深めるための科目を配置し、修士論文の作成につなげていく。
4. 臨床心理士および関連領域の専門職と連携して地域援助を行う力を育てるために、学校臨床や精神科医療等の関連する科目や、関連施設における実習を配置し、特に地域での学外実習における指導担当者および他職種からの学びに力を入れる。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 臨床実践力および研究実践力を育てるために必要な学力と知識を身に付けている人
2. 人間を理解・援助するための広い視野と柔軟性、他者と協働するためのコミュニケーション力を有する人

3. 人間に対する深い関心と教養を有し、他者を尊重する態度を持つ人。
4. 臨床心理学領域において、自発的に課題を見出し、それを深めることのできる人
5. 臨床心理援助の実践と研究の発展に貢献したい人

①-1-3 看護学部

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

看護学部、福祉心理学部の両学科の共通方針である「ケアのこころ（自らケアができ、ケアされる側の気持ちを理解する）をもった人材の育成」に加え、以下の要件を満たした学生の卒業を認定し、学位を授与する。

《生命の尊厳と個の尊重》

1. 幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理感をもち、生命の尊厳を重んじた看護ができる。
2. 看護を必要としている人の心に寄り添い、一人ひとりの意思と独自性を尊重できる。

《実践能力と主体的な学修》

3. 専門的知識と技術を修得し、エビデンスに基づいた基礎的看護を実践する能力を身に付けている。
4. 看護・医療の進歩と変化に適切に対応できる能力を身に付けている。
5. 専門職者として主体的に学修する能力を身に付けている。

《職種間の連携と健康課題への対応》

6. 保健・医療・福祉・教育等関連領域と連携・協働し、地域の人々の健康課題に取り組むことができる。
7. 多様な文化と相互の違いを理解し、国際的感覚を高め、人々の健康課題を考えることができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

看護学部では、ディプロマ・ポリシーで示した本学科で育成すべき資質・能力を学生が習得できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

1. カリキュラムには、全学共通科目として「基幹科目」「外国語教育と国際交流」「地域連携とボランティア」等を配置し、専門科目は「基礎専門科目」と「看護学」により構成する。加えて「教職関連科目」「他学部聴講科目」を準備する。
2. 学ぶ構えとスキルを身につけるための「導入教育科目」を初年次に置き、教養科目と専門科目を関連して学べるように全学年に配置したうえで、学びの集大成として「看護研究」を配置する。
3. 看護師・保健師・助産師・養護教諭など、自らの将来像に動機づけられた学修ができるよう、初年次からキャリア教育を開始したうえで、上位学年にそれらの専門性を追究する選択科目を配置する。
4. 1年次・2年次は、看護の基礎力を養う科目を配置する。なかでも実践力育成を重視し、看護専門科目において領域ごとに実践論という科目を設ける。
5. 3年次・4年次は、様々な健康状態にある人を看護する実習を配置する。

また、地域包括ケアシステムに対応できるよう、病院外における看護活動も選択実習として準備する。

6. 教育方法として、主体性とコミュニケーション能力を育成するために、授業内での協同学修、進路選択や看護研究に関する異学年交流、地域活動での協働学修といった、多様で互恵的な学びの機会を設ける。
7. 評価は、学修目標の到達度を厳正に適用し、専門職として必要な能力を基準に絶対評価する。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

看護学部では以下の人材を求める。

1. 看護職として人々の健康と暮らしを支えることを志す人
2. 入学後の学修に必要な基礎学力のある人
3. 筋道をたてて自分の考えを述べる事が出来る人
4. 自ら力を発揮しながら様々な人と協力することが出来る人

①-1-3 福祉心理学部社会福祉学科

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

社会福祉学科では、次のように卒業認定・学位授与に関する方針を立てている。

《人と社会・文化の理解》

- (1) 人々の多様な文化・歴史・価値観と社会のしくみを理解し、互いの相違点を認め合い、協力し合うことができる。
- (2) 社会の規範意識と倫理観を身につけ、市民としての権利を自覚し、社会的責任や役割を理解している。
- (3) 人と社会に対する関心と自ら学ぶ意欲をも持ち続け、社会に貢献できる。

《生活課題の分析・考察能力》

- (1) 多様な生活や人生のありようを社会環境との関係性から理解している。
- (2) 生活課題を発見し、その解決に必要な情報を分析・考察できる。
- (3) 生活課題の多様な解決方法を理解し、その方向性や過程を提示することができる。

《生活支援と実践能力》

- (1) 専門職倫理の視点から、権利擁護の重要性を理解することができる。
- (2) コミュニケーション・スキルを活用し、他者と協調・協働していくことができる。
- (3) 社会資源を把握し、それらを調整、開発、運営するための知識と技術を身につけて、持続可能な社会づくりに参画していくことができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

社会福祉学科では、ディプロマ・ポリシーで示した本学科で育成すべき資質・能力を学生が習得できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- (1) 大学全体に関わるカリキュラムである「全学共通科目」、学部・学科の専門性に関わるカリキュラムである「専門科目」、学科独自の専門的な学びをより広く豊かにする「他学科聴講科目」のそれぞれを、4年間にわたり配置し、有機的に関連させたカリキュラムを提供する。
- (2) 基礎的な学力を補強するため、また専門的な分野を学ぶための基本的技能を習得するため、「全学共通科目」の中に「導入教育科目」を設け、初年次教育の充実に努める。また、学修成果の応用・集大成として「卒業研究」の充実に努めるため、3年次より関連科目を配置する。
- (3) 学生が自身のキャリアを選択・判断できるようにするために、「全学共通科目」の中に「就業力育成科目」を設け、初年次からキャリア教育を開始する。
- (4) 学科専門科目には、社会福祉関連領域の広がりを実践的に理解するために、また、福祉マインドを学びつつ学生が自らのキャリアをデザインできるようにするために、ソーシャルワークを中心に、精神保健・介護・保育・コミュニティビジネス関連科目を配置する。
- (5) 地域社会における生活支援と実践能力の向上を図るために、実習・演習科目を中心とした地域実践関連の科目群を配置し、地域や社会における多様な学科目を中心としながら、地域や社会における多様な学修体験の充実に努める。
- (6) 個々の学生の学修達成度や特性に合わせた適切な教育指導を行なうために、少人数のグループ単位での授業を多く取り入れ、学生と教員との双方向的なコミュニケーションを図る。
また、学生の問題解決能力を養うため、能動的学修の充実に努める。
- (7) 評価は、学修目標の到達度を厳正に適用し、多様な評価の視点を取り入れることにより、学修成果の適正な評価の充実に努める。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

社会福祉学科では、次のような人に入学してもらいたいと考えている。

- (1) 幅広くものごとに関心を持ち、基礎的な知識を身につけていて、人と社会の多様なあり方を興味深く学んでいける人
- (2) ものごとを様々な面から捉え、順序立てて考えようとする姿勢を身につけていて、社会の課題解決に取り組む方法を意欲的に学んでいける人
- (3) 一人ひとりの違いを大切にすると支えあいの気持ちを持ち、多くの人たちと力を出しあう方法を積極的に学んでいける人

①-1-4 福祉心理学部臨床心理学科

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床心理学科では、次のように卒業認定・学位授与に関する方針を立てている。

《調査と研究能力》

- (1) 心理学と関連領域の学問的洞察力を身につけ、心のはたらきについて論理的に考えることができる。
- (2) 社会における課題を発見し、心理学的な方法論を用いて目的に応じた必

要な情報を適切に収集することができる。

- (3) 収集した情報を心理学的観点から整理・分析し、結果を客観的に読み取り、かつ論理的に考察することができる。

《専門的な人間理解》

- (4) 臨床心理学の視点から、心の普遍性と個別性を理解し、人間と環境の相互作用について考察できる。
- (5) 心理アセスメントの技法を理解し、人間の行動の意味とその個別性と多様性について考察できる。
- (6) 人間の心理的特徴やその多様性を理解した上で、社会規範および倫理に沿った判断ができる。

《コミュニティへの参与・調整能力》

- (7) 臨床心理学の知識に基づいて他者の立場を尊重したコミュニケーションをとることができる。
- (8) 自身が所属する集団の関係性を見立て、メンバーの役割を調整し協同することができる。
- (9) 臨床心理学および関連領域の知識・技能を自ら学び続ける意欲を持ち、その専門性を社会で活かすことができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

臨床心理学科では、ディプロマ・ポリシーで示した本学科で育成すべき資質・能力を学生が習得できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- (1) 大学全体に関わるカリキュラムである「全学共通科目」、学部・学科の専門性に関わるカリキュラムである「専門科目」、学科独自の専門的な学びをより広く豊かにする「他学科聴講科目」のそれぞれを、4年間にわたり配置することによって有機的に関連させたカリキュラムを提供する。
- (2) 基礎的な学力を補強するため、また専門的な分野を学ぶための基本的技能を習得するための「導入教育科目」を初年次に設ける。さらに専門科目の応用・集大成でもある4年次の「卒業研究」に向け、初年次より毎年ゼミナール形式の科目を配置する。
- (3) コミュニティへの参与・調整を図る知識や技能を修得し、また自身のキャリアデザインを主体的に選択・判断できるように、資格関連科目や就業力育成科目を配置する。
- (4) 1年次・2年次は、人間理解のための論理的思考と観察力を身につけられるよう、臨床心理学とその方法論についての広範囲で体系的な学びができるように科目を配置する。
- (5) 3年次・4年次は、人間の行動・生活・文化の背景にある心の普遍性と個別性について深く理解し、支援についても考察できるよう、臨床心理学と関連領域についての科目を配置する。
- (6) 個々の学生の学修達成度や特性に合わせた適切な教育指導を行なうために、少人数のグループ単位での授業を多く取り入れ、学生と教員との双方向的なコミュニケーションを図る。

また、学生が主体的に問題を発見しその解を見出す力を養うため、豊富な文献・事例を通じた能動的学修方法を多く取り入れる。"

(7) 評価は、学修目標の到達度を厳正に適用し、多様な評価の視点を取り入れることにより、学修成果の適正な評価の充実を図る。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

臨床心理学科では、次のような人に入学してもらいたいと考えている。

- (1) ものごとを心理学的に探求するために必要な、情報を読み取る力やそれを整理する力を育てている人
- (2) 人間の造りあげてきたものに表れる、人の営みを考察するために、文献を読み解く基礎的な力を備えている人
- (3) 人間が生活する社会・自然がもつ仕組みや、その影響について理解するために必要な論理的な思考力を育てている人
- (4) 人と人とのかかわりの中で、その関係を調整したり、援助したりすることの基礎として、自分と他者とのかかわりに関心を持つ人

②-1 新潟青陵大学短期大学部人間総合学科人間総合コース

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- ① 建学の精神である「実学教育」に基づいた人材育成を経て、就業後に活かせる実践力を身につけている。
- ② 選択した履修分野の基礎から専門に渡る知識、技能、資格を身につけている。
- ③ 多様な分野での活躍と生涯教育を可能とする向上心、知的応用力、協調性がある。
- ④ 地域に根差した社会人として活躍できるマナー、社会常識、ビジネス基礎知識・技能といった就業力を身につけている。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ① あらゆるビジネスのベースとなる知識と技能の修得を目指し、マナー、文書作成能力、コミュニケーション能力などを養成する科目を設定する。
- ② 専門科目を履修分野ごとに体系的に履修できるよう構成し、基礎的科目から専門的な科目、実践的な科目へと展開するとともに、能動的学修の充実を図る。
- ③ 初年次教育において、専門分野を学ぶための基礎的な学習方法を身につけ、社会生活を豊かなものとするための文化、芸術など幅広い教養を身につける。
- ④ 地域貢献を目指したボランティア活動に関する科目、地域や企業についての理解を深めるための講義・実習科目を履修し、実践力を身につける。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- ① 明確な目的意識をもち、本コースにおける学修のための基礎学力を有する人
- ② ビジネス・会計実務、ファッション・インテリア、フード、観光・ブライダル、英語、介護福祉のいずれかの分野に興味関心をもち、積極的に学ぼうとする人
- ③ 多様性を尊重し、協調性を重んじ、人と人とのコミュニケーションを大切に
する人
- ④ 地域社会に貢献できる知識・技能を身につけたいという意思をもつ人

②-2 新潟青陵大学短期大学部人間総合学科介護福祉コース

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- ① 建学の精神である「実学教育」に基づいた人材育成を経て、就業後に活かせる実践力を身につけている。
- ② 選択した履修分野の基礎から専門に渡る知識、技能、資格を身につけている。
- ③ 多様な分野での活躍と生涯教育を可能とする向上心、知的応用力、協調性がある。
- ④ 地域に根差した社会人として活躍できるマナー、社会常識、ビジネス基礎知識・技能といった就業力を身につけている。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ① あらゆるビジネスのベースとなる知識と技能の修得を目指し、マナー、文書作成能力、コミュニケーション能力などを養成する科目を設定する。
- ② 専門科目を履修分野ごとに体系的に履修できるよう構成し、基礎的科目から専門的な科目、実践的な科目へと展開するとともに、能動的学修の充実を図る。
- ③ 初年次教育において、専門分野を学ぶための基礎的な学習方法を身につけ、社会生活を豊かなものとするための文化、芸術など幅広い教養を身につける。
- ④ 地域貢献を目指したボランティア活動に関する科目、地域や企業についての理解を深めるための講義・実習科目を履修し、実践力を身につける。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- ① 明確な目的意識をもち、本コースにおける学修のための基礎学力を有する人
- ② ビジネス・会計実務、ファッション・インテリア、フード、観光・ブライダル、英語、介護福祉のいずれかの分野に興味関心をもち、積極的に学ぼうとする人
- ③ 多様性を尊重し、協調性を重んじ、人と人とのコミュニケーションを大切に
する人
- ④ 地域社会に貢献できる知識・技能を身につけたいという意思をもつ人

②-3 新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

- ① 広い視野をもち、保育者としての専門的知識と技能、問題解決能力を有している。
- ② 社会の要求をとらえた創造性豊かな保育を構想し、主体的に実践できる。
- ③ 人権尊重の精神と万物を慈しむ心をもち、他者と協働して保育を行うことができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- ① 初年次教育において、基礎的な学習方法を身につけ、各専門分野においてより専門的な科目、実践的な科目へと展開するとともに、能動的学修の充実を図る。①初年次教育において、専門分野を学ぶための基礎的な学修方法を身につける。
- ② 豊かな感性と創造性を育み、共感する心とそれを表現する力を養うことにより、保育者としての実践力が発揮できるようにする。②教育学、社会福祉学、心理学、保育における5領域に関する講義、演習群を通して、保育者の基礎的

な知識・技能を養う。

- ③ 様々な保育の現場に対応するために、人権尊重の保育と基本的な礼節を重視し、演習や実習指導に取り組む。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

- ① 保育をめざす高い志と、本学での就学に必要な基礎学力および基礎技能をもつ人
 - ② 積極的に学ぶ意欲をもち、臨機応変に課題に取り組める人
 - ③ 明朗活発で協調性があり、対人関係を円滑に築くことができる人
- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常勤理事は、寄附行為等関連規定ならびに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会ならびに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価および自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機

関の評価を受けることが法律で義務付けられました。新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

- ② 自己点検および評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況および各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。
 - ③ 学内外への情報公開
自己点検や改善・改革に係わる情報および保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者および社会に対する説明責任を果たします。
- (2) 社会貢献・地域連携
- ① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。
 - ② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。
 - ③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
 - ④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
 - ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理および法令遵守

- (1) 危機管理のための体制整備
- ① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。
 - ア 大規模災害
 - イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）
 - ② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
 - ア 学生・生徒等の安全安心対策
 - イ 減災・防災対策
 - ウ ハラスメント防止対策
 - エ 情報セキュリティ対策
 - オ その他のリスク防止対策
 - ③ 事業継続計画の策定に取り組みます。
- (2) 法令遵守のための体制整備
- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。
 - ② 法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令および日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業または修了者数ならびに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法および内容ならびに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価および卒業または修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識および能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書
 - 1) 法人の概要
 - 2) 事業の概要

・主な事業の目的・計画およびその進捗状況

3) 財務の概要

・収支および財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

ア 海外の協定校および海外派遣学生者数

イ 大学間連携

ウ 地域連携ならびに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

ア 中期的な計画

イ 経営改善計画

(3) 情報公開の工夫等

① 上記(1)②および(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。

③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。